

**2021年度全国研修会  
分科会Ⅱ－6**

**関係機関との連携Ⅱ  
～自治体における被害者支援と条例制定について～**

**担当コーディネーター  
楠本 節子（大阪）  
中曽根 えり子（にいがた）**

1

**支援センター対象アンケート**

**アンケート実施期間：7月1日～7月23日  
対象センター：48センター（うち46センター回答）  
回収率：95.8%**

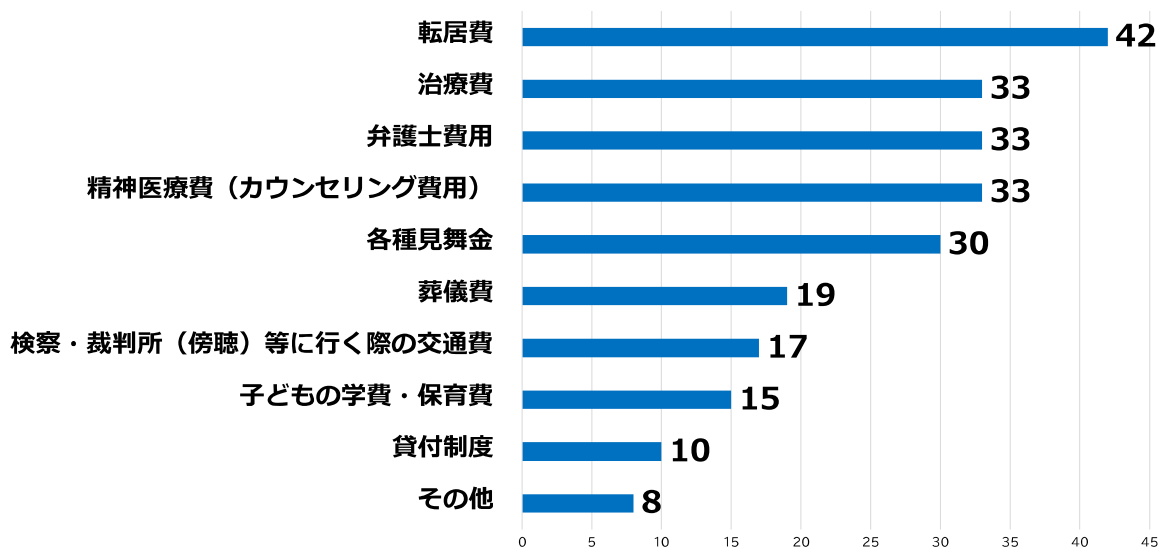
2

## ① どのような経済的支援が求められているかについて

内容	件数
その他	8
貸付制度	10
子どもの学費・保育費	15
検察・裁判所（傍聴）等に行く際の交通費	17
葬儀費	19
各種見舞金	30
精神医療費（カウンセリング費用）	33
弁護士費用	33
治療費	33
転居費	42

3

## どのような経済的支援が求められているか



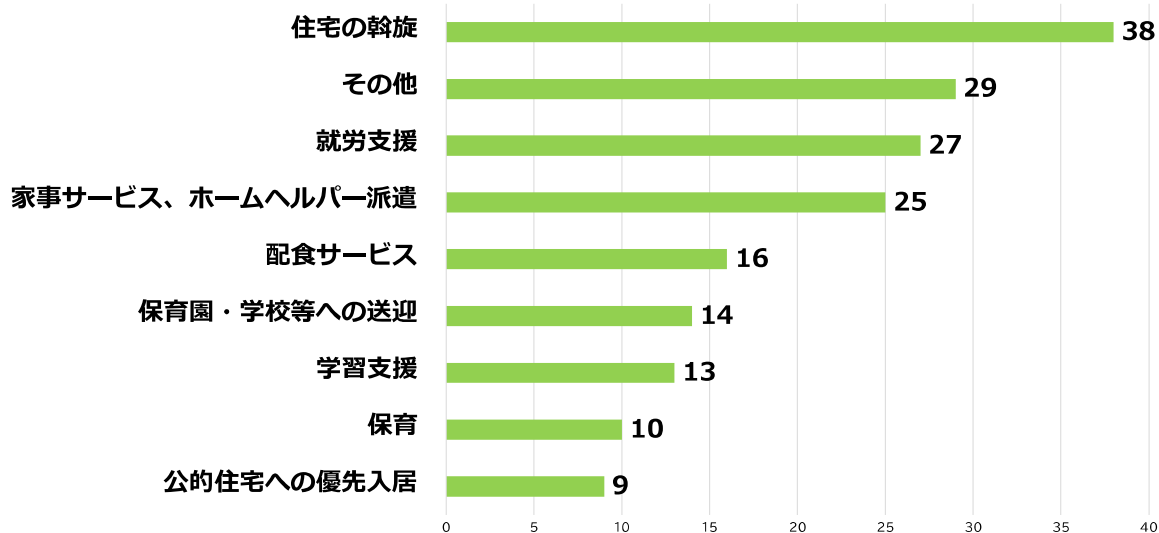
4

### どのような生活支援が求められているかについて

内容	件数
公的住宅への優先入居	9
保育	10
学習支援	13
保育園・学校等への送迎	14
配食サービス	16
家事サービス、ホームヘルパー派遣	25
就労支援	27
その他	29
住宅の斡旋	38

5

### どのような生活支援が求められているか



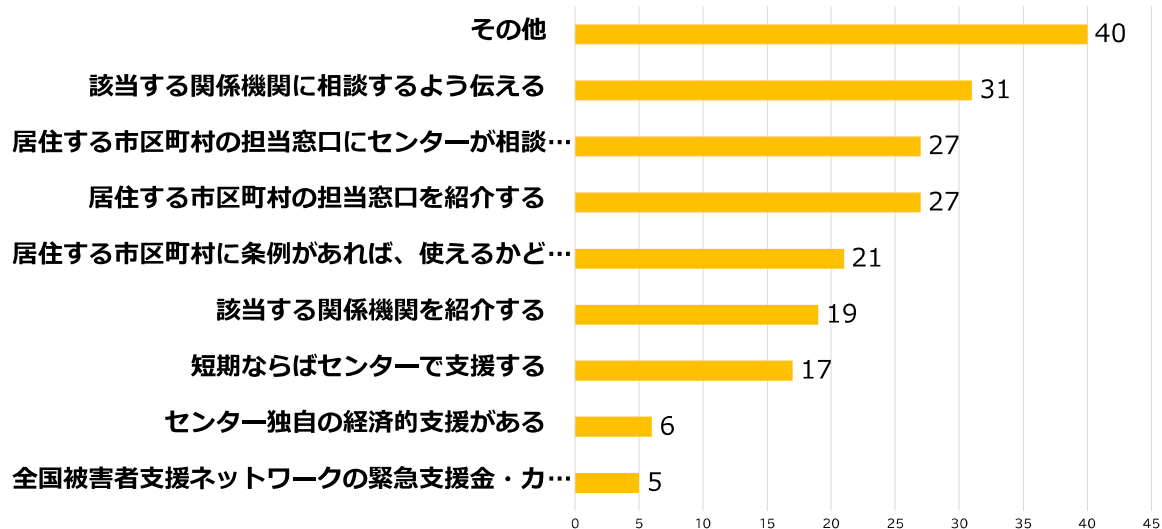
6

### 貴センターは経済的支援、生活支援にどのような対応をされていますか？

内容	件数
全国被害者支援ネットワークの緊急支援金・カウンセリング制度を考える	5
センター独自の経済的支援がある	6
短期ならばセンターで支援する	17
該当する関係機関を紹介する	19
居住する市区町村に条例があれば、使えるかどうか担当窓口と相談する	21
居住する市区町村の担当窓口を紹介する	27
居住する市区町村の担当窓口センターが相談し、被害者に結果を伝える	27
該当する関係機関に相談するよう伝える	31
その他	40

7

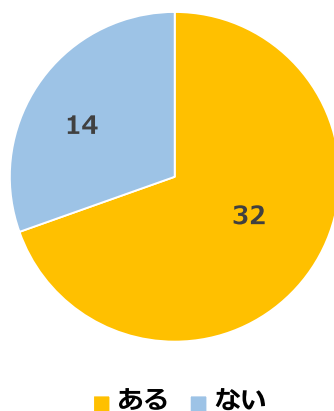
### 経済的支援・生活支援にどのような対応をしているか



8

## 貴センターがある都道府県では「被害者支援に特化した条例」が

都道府県で被害者支援に特化した条例があるか



9

## 「ない」とお答えいただいた方にお尋ねします

条例はないが、「安心・安全なまちづくり条例」がある	9
条例はないが、それに類する条例がある	0
まだ条例がないが、これから条例制定の予定である	5
今のところ条例制定の予定はない	2
その他	2

10

責センターがある都道府県の市町村では「被害者支援に特化した条例」が

ある	28
全市町村に制定されている	6
一部市町村に制定されている	26
ない	14

11

「ない」とお答えいただいた方にお尋ねします

条例はないが、「安心・安全なまちづくり条例」がある	6
条例はないが、それに類する条例がある	1
まだ条例がないが、これから条例制定の予定である	1
今のところ条例制定の予定はない	3
制定状況についてはわからない	3
その他	2

12

都道府県・市町村に「被害者支援に特化した条例」が制定されているセンターに、条例制定による被害者支援への影響についてお尋ねします

影響がある	29
影響がない	1
都道府県・市町村とあまり話し合っていない	1
センターから都道府県・市町村に要望を出しているが、まだ反映されていない	2
その他	5

13

### 【条例制定で良かった点】

- 見舞金、貸付制度、カウンセリング、無料法律相談等、経済的支援制度が使えるようになった。
- ワンストップ支援の実施に繋がりがつつある。
- 支援センターに業務委託されるようになった。
- 支援センターが関係機関調整のコーディネーター役を務めるようになった。
- すべての市町村に見舞金制度がある。センターとの連携協定締結が進んでいる。
- 被害者支援にあたる関係機関団体との顔の見える関係が構築されるようになった。

14

### 【条例が制定されたが課題がある】

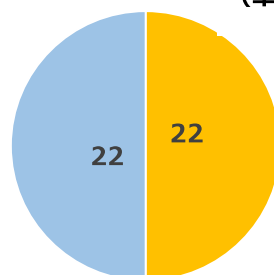
- 条例制定で被害者が求める権利意識は高まったものの、検討する、優先する（見舞金等、県営住宅等への転居等）など曖昧な表現で策定されており、被害者のニーズに応えることが出来ない。
- 充実している条例もあるが、実際使おうとすると1ヶ月以上の診断書がいるなど現実的には使いにくい。

15

### 地方自治体の被害者支援担当窓口との連携についてお尋ねします

担当窓口と連携がスムーズに行えているか

(単位：センター数)



- 担当窓口とは連携がスムーズに行えている
- 担当窓口とは連携がスムーズに行なえていない

16



**【連携をスムーズに行うための工夫】**

- コーディネーターの委託、人材育成研修の委託
- 特化した条例、制度があるところは、担当者と顔の見える関係ができており、担当者の引継ぎもされている。
- 市町村担当者会議やブロック別研修会等の実施
- 担当者の会議を定期的に行い、情報交換やセンターの支援を架空事例を使い説明し、被害者のニーズなどイメージしてもらいやすくする。

17

**【連携において課題と感じている点】**

- 窓口担当者の異動に伴う引き継ぎがなされない。兼務も多い。
- 各市町村の被害者支援担当窓口が周知されていない。
- 被害者支援担当窓口の担当者自身の意識の差で対応に差がある。支援のやり方がわからないと感じているのではないか。
- 被害者支援センターが市町村の担当窓口で周知されていないのではないか。

18